

つくば市保育所入所基準表（令和9年4月入所審査から適用）

◎基準指数

事由	備考	指数
父(母)いない	両親がいない場合は42点	21
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている	20
入院・身障1・2級	精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A以上の者も含む	20
身障3級	精神障害者保健福祉手帳3級以上、療育手帳Bの者も含む	18
身障4級	療育手帳Cの者も含む	16
その他疾病	診断書により、保育にあたれないと認められる	17
看護等	日常生活で、全面的(食事・排泄・入浴等)な介護を必要とする者について、居宅(別居も含む)において月160時間以上の介護を常態としている	19
	日常生活で、一部介助を必要とする者(要介護3以上、身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳B以上の者)について、居宅(別居も含む)において月100時間以上の介護(看護)を常態としている	16
	月100時間以上の病院・施設付き添いを要する	16
	上記以外の月60時間以上の看護等を行っている	13
就労	月160時間以上	19
	月140時間以上、160時間未満	18
	月120時間以上、140時間未満	17
	月100時間以上、120時間未満	16
	月60時間以上、月100時間未満	15
就学	月160時間以上	17
	月140時間以上、160時間未満	16
	月120時間以上、140時間未満	15
	月100時間以上、120時間未満	14
	月60時間以上、月100時間未満	13
出産	出産予定日前6週間(多胎の場合は14週間)から出産日後8週間が経過する翌日が属する月の末日までの期間	16
求職活動	起業の準備を含む求職活動を継続的に行っている	12

- ・複数の事由に該当する場合、最も指数の高い事由を適用する。
- ・「就労」・「就学」の時間は休憩時間を含んだ時間とする。
- ・「就労」は、育児のための短時間勤務制度を利用している場合、雇用契約上の正規の就労時間で選考する。
- ・就労時間が月60時間未満の場合は「求職活動」として選考する。
- ・申請時点で就労等その他の事由に該当していたとしても、入所希望日が出産予定日前6週間(多胎の場合は14週間)から出産日後8週間の期間内である場合、「出産」として選考する。
- ・「就学」は、国公立又は学校法人の運営する学校などの学生、職業訓練校等の在籍者とし、月60時間以上の学習の場合に適用する。
- ・就学者が就労等で収入を得ている場合は就労証明書に基づき就労として審査可能。ただし、月60時間以上就労している場合に限る。
- ・「父(母)いない」は、未婚・離婚(調停中を含む)・死別等によりひとり親での保育を行っている場合に適用する。
内縁関係者がいる場合には適用しない。

以下、「認可保育所等」とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業等）を指す。

◎調整指数

調整区分	調整項目	指数
減算	65歳未満の同居祖父母※2の「保育にあたれない証明書」が未提出	-5
	希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる ※3	-9
加算1 (保育状況に 関するもの) ※1	母(父、同居祖父母※2等)が見ている ※4	0
	母(父)が仕事をしながら見ている	2
	他人に日々依頼	2
	別居の親族に日々依頼	1
	認可保育所等に入所している	3
	幼稚園や認定こども園の教育部分(1号認定)、認可外保育施設、一時預かり等に月60時間以上預けている	3
	幼稚園や認定こども園の教育部分(1号認定)、認可外保育施設、一時預かり等に月48時間以上預けている	2
	幼稚園や認定こども園の教育部分(1号認定)、認可外保育施設、一時預かり等に月32時間以上預けている	1
	育休・産休明け入所希望(休業中の申込みに限る)	3
加算2 (優先利用に 関するもの) ※5	保護者の一方が単身赴任	1
	きょうだいが同一となる認可保育所等の申込み	2
	多胎児が同一となる認可保育所等の申込み	1
	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要 ※6	30
	生活保護世帯	1
	市内の年齢制限のある認可保育所等を卒園 ※7	5
	認定こども園の教育部分(1号認定)を利用しており、同一施設での保育(2号認定)を希望	2
	父・母いずれかが市内認可保育所等の保育士等で月160時間以上勤務※8※9	9
	父・母いずれかが市内認可保育所等の保育士等で月60時間以上160時間未満勤務※8※9	8

※1 加算1について、重複して該当する場合、保育にあたれない時間において最も割合が大きいものを1つのみ適用する。

※2 世帯分離していても、同じ住所に住民登録がある場合は同居とみなす。

※3 入所に関する確認票の「希望する認可保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックを付けた場合に適用する。申込後、申込締切日までに「育児休業の延長の許容による調整指数減算の適用取下書」が提出された場合は、適用を取り消す。

※4 保護者の一方又は両方が勤務予定・求職活動中の場合、加算1については0点となる。

※5 加算2については、該当するものを全てを適用する。

※6 子ども・子育て支援法施行規則第一条の五第8項に該当することを証明する書類が必要となる。(例:児童相談所からの措置解除通知)

※7 保護者が市内に在住する場合で、つくば市内の認可保育所等における保育の利用対象年齢の制限により、3月末に卒園予定であり、他の認可保育所等の3歳児クラスへの4月入所を申し込む場合に限る。(分園には適用しない。)

※8 保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師とする。

※9 父・母いずれも保育士等の場合、加点の大きい一方のみ加算する。

○優先順位表

※合計指数が同一の場合、順位が決まるまで以下の基準を順に当てはめて選考する。

優先順位	条 件
1	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ※1
2	ひとり親家庭の場合 ※2
3	市内の年齢制限のある認可保育所等を卒園し、引き続き市内の認可保育所等の利用を希望する場合
4	保護者の保育にあてられない事由が①障害・疾病、②災害復旧、③単身赴任、である場合 ※①から順に優先とする
5	きょうだい入所施設への入所(転所)の場合
6	きょうだい同時申込みの場合
7	申請年度内での待機期間が長い(月数で計算)
8	申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い
9	現に就労しており、認可保育所等以外での保育を実施している
10	入所希望月の保育料算定に用いる市民税所得割額が低い世帯 ※保護者合算した金額で判断 ※3
11	つくば市に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯 ※直近の住民登録日から算定 ※4

〈優先順位の注意事項〉

※1 「社会的養護が必要な場合」には、児童が里親に委託されている場合を含む。

※2 「ひとり親家庭」とは、未婚・離婚(調停中を含む)・死別等によりひとり親での保育を行っている世帯とする。
内縁関係者がいる場合には適用しない。

※3 入所希望月の申込締切日までに保育料算定に用いる課税資料の提出がない場合は適用しないことがある。

※4 保護者のいずれか長い期間を適用する。

〈選考方法〉

- 1 父母それぞれの基準指数を合算した指数に調整指数を加減算し、合計指数を求める。
- 2 合計指数の高い児童から順に選考する。
- 3 合計指数が同一の場合、優先順位表での優先順位が高い児童から順に選考する。
- 4 合計指数・優先順位が同一の場合、施設の希望順位が高い児童から順に選考する。
- 5 施設の希望順位が同一の場合、抽選により選考する。